

山梨県再犯防止推進計画（仮称） （素案）

令和2年度～令和6年度

令和 年 月
山 梨 県

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 国における再犯防止の取り組み	2
2 本県における犯罪の発生状況	4
3 矯正施設に関する入所者等の状況	5
4 更生保護に関する状況	7
5 現状と課題	10

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿	11
2 基本方針	11
3 施策体系	12

第4章 計画の内容

基本方針1 県民の理解促進・関心の醸成

(1) 再犯防止に対する県民の理解促進	13
---------------------------	----

基本方針2 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

(1) 就労・住居の確保	19
(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進	24
(3) 学校等と連携した非行の防止及び修学支援	30
(4) 特性に応じた効果的な指導の実施	34

基本方針3 関係機関等との連携強化

(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化	36
-----------------------------	----

第5章 推進体制等

1 推進体制	38
2 進行管理	38

資料編

○ 再犯の防止等の推進に関する法律	40
○ 国における再犯防止推進計画〔概要〕	46
○ 国の機関の取り組み	47
○ 山梨県再犯防止推進会議設置要綱	54
○ 山梨県再犯防止推進関係相談窓口	56

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

山梨県では、「山梨県安全・安心なまちづくり条例」に基づき、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全かつ平穏に暮らすことのできる社会を実現するため、地域社会における犯罪防止のための自主的な活動の推進や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備に取り組んでいます。

こうした中、本県における刑法犯の認知件数は、平成14年の約1万5千件をピークに減少傾向にあり、平成30年には、ピーク時の3分の1以下の4千件余りとなっています。

しかし、検挙された人員に占める再犯者の比率は、平成30年は47.9%と検挙人員の半数近くが再犯者という状況であり、この比率は近年同水準で推移しています。

このため、犯罪や非行の防止への取り組みはもちろんのこと、犯罪をした者の立ち直りを支え、再犯を防止する取り組みが、安全・安心な地域社会の実現のために、重要なものとなっています。

県では、これまでも、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生についての理解を深め、犯罪や非行をした者たちの立ち直りを支える「社会を明るくする運動」などを推進しているところですが、再犯を防ぐためには、更に、社会全体の理解と関心を高め、偏見をなくし、円滑な社会復帰ができるよう、支援をしていく必要があります。

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）に基づき、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

県では、こうした状況等を踏まえ、罪を犯した者が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進し、もって県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、それぞれの適切な役割分担により、地域の実情に応じた施策を総合的に推進するため「山梨県再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として策定する計画です。

また、県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画」の部門計画として策定するものです。

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 国における再犯防止の取り組み

国は、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図る観点から、再犯防止対策を推進する必要性・重要性を指摘し、平成24年7月、犯罪対策閣僚会議において、刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、刑務所出所後に再入所した者のうち、2年以内に再度入所した者の割合を令和3年までに20%以上減少させる数値目標を設定しました。

平成25年12月、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進を盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定しました。

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定し、令和2年までに協力雇用主（※）数を現在（平成26年）の3倍、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を30%以上減少させる数値目標を設定しました。

平成28年7月、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対して、刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続き終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を決定しました。

平成28年12月、再犯防止推進法が公布、施行され、“犯罪をした者等”の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策に重要であることにかんがみ、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を規定しました。

平成29年12月、再犯防止推進法を受けて、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年度から令和4年度までの5年間に取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」を初めて策定しました。

国は、この計画において、5つの基本方針、7つの重点課題（46頁参照）と主な施策を掲げ、令和3年までに、2年以内再入率を16%以下にする等の目標を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現を目指しています。

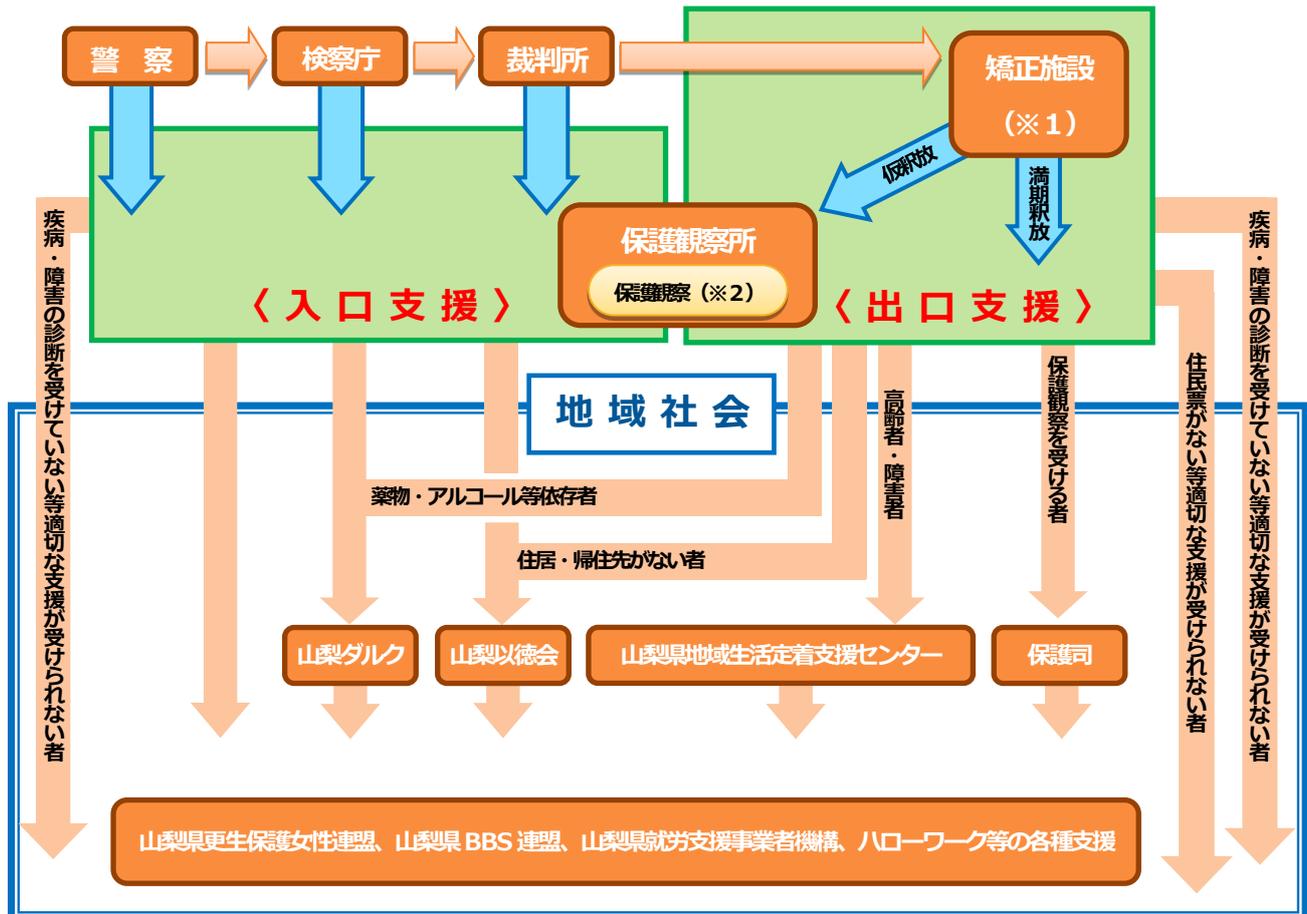
（※）協力雇用主

犯罪・非行の前歴のため、定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

“犯罪をした者等”とは

犯罪をした者等とは、再犯防止推進法第2条第1項に規定される「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう）もしくは非行少年であった者」のことをいい、例えば、検察庁で起訴猶予処分になった者や裁判所で全部執行猶予になった者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者等も含まれています。

【 犯罪をした者等に対する支援の概略イメージ 】



犯罪をした者等の支援については、起訴猶予や刑の執行猶予付判決を受けた者、刑務所等での服役をしない者に対する支援（入口支援）、実刑判決等により刑務所等において服役した者に対して行う支援（出口支援）があります。

現在、各矯正施設をはじめとした関係機関等において様々な支援が行われていますが、疾病・障害の診断を受けていないなどの理由から、それらの支援を受けられない（受けていない）者がいます。

また、特に刑務所等で服役している者のうち、住民票が除票されている場合については、福祉サービスが受けられず、就労も確保できないなど、円滑な社会復帰が困難となる者もいます。

(※1) 矯正施設

犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇を行う施設（刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所等）。

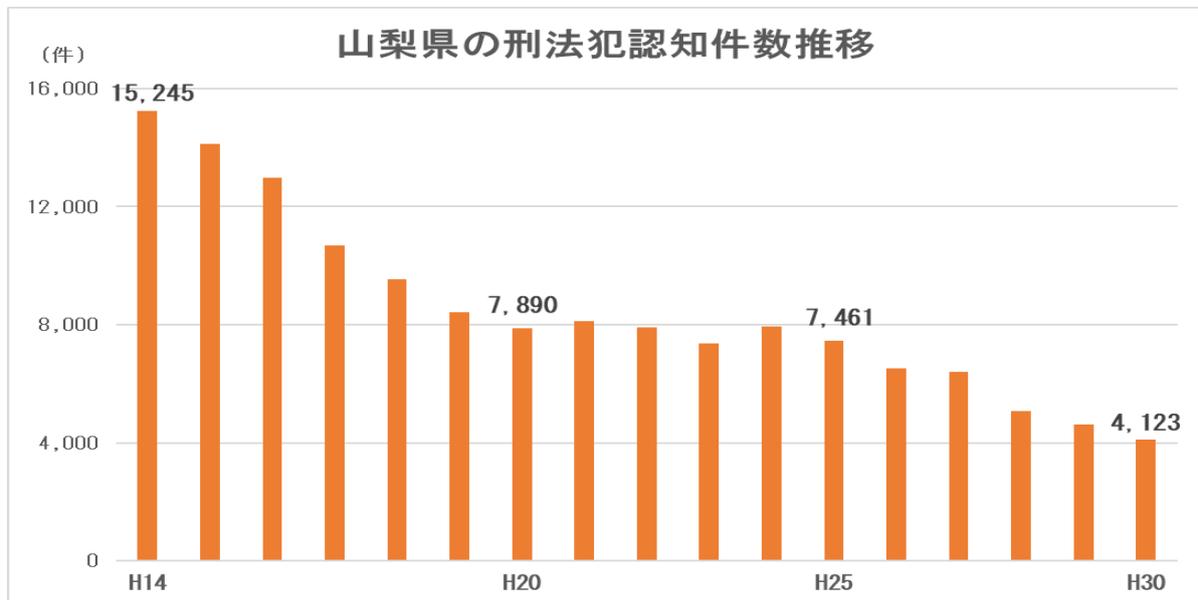
(※2) 保護観察

犯罪をした者等が、社会の中で更生するように、国の責任において指導監督及び補導援助を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者がその対象。

2 本県における犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知状況

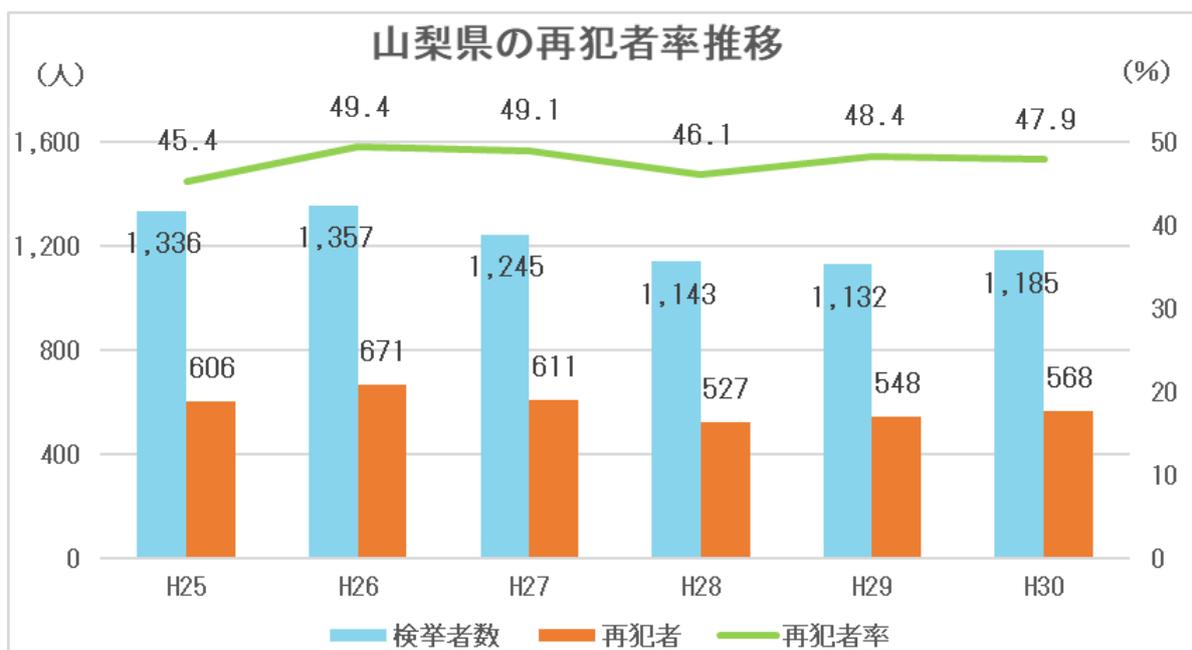
本県における刑法犯認知件数は、戦後最多であった平成14年をピークに減少し、平成30年にはピーク時の3分の1以下の4,123件でした。



(出典: 「認知件数」 (山梨県警察) を加工して作成)

(2) 再犯者の状況

刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合 (再犯者率) は、47.9% (平成30年) で、検挙された者の約半数が再犯者という状況が近年続いています。



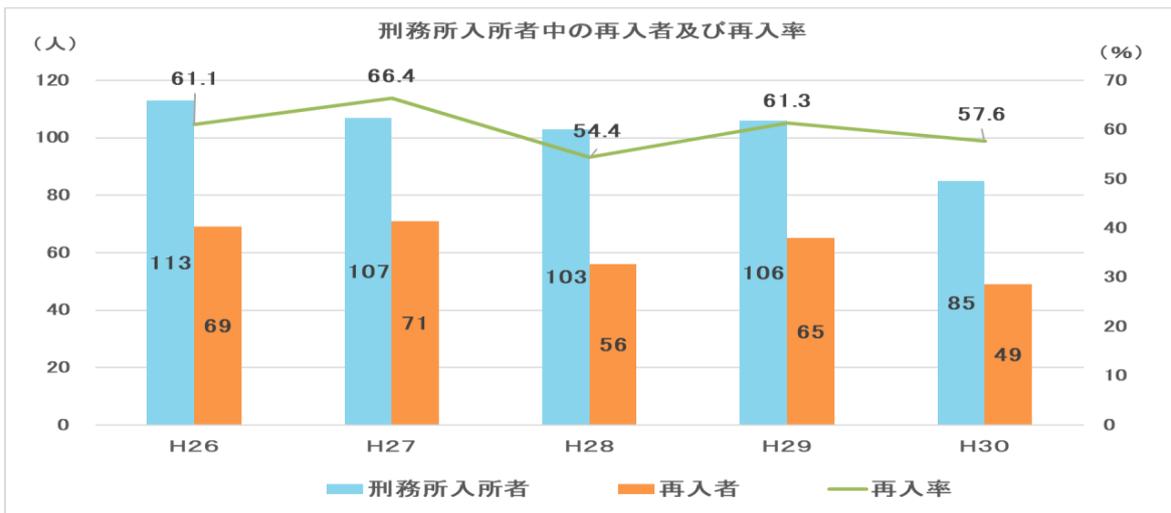
(出典: 法務省提供データ)

3 矯正施設に関する入所者等の状況

※ 犯罪時の居住地が山梨県であった者に関する統計

(1) 再入者の状況

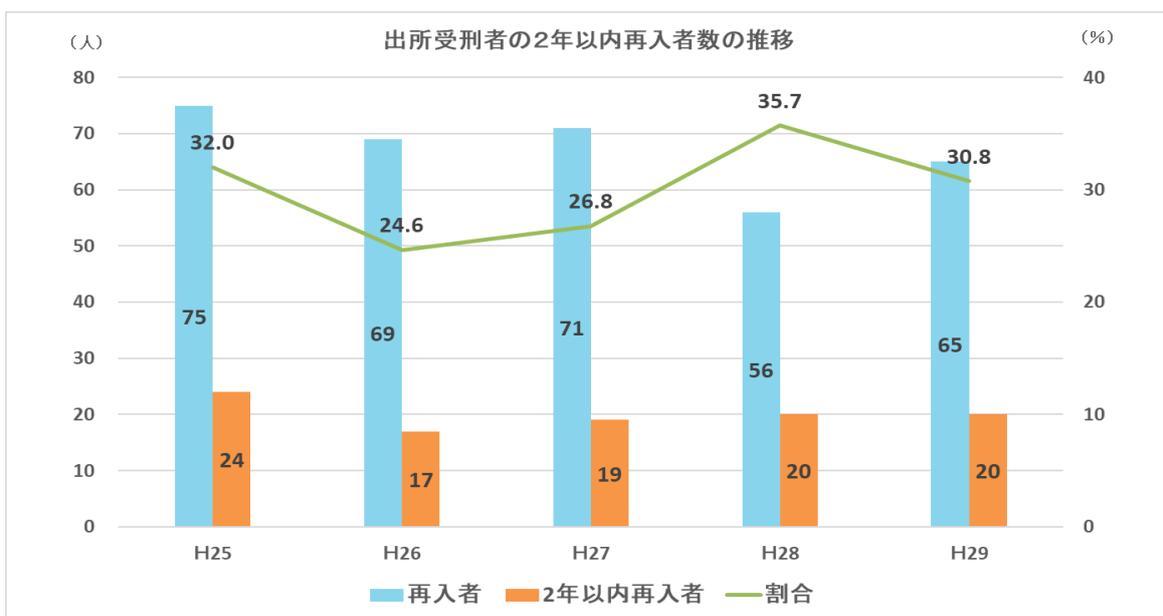
平成30年に全国の刑務所に入所した85名のうち再入者は49名であり、その割合は57.6%でした。また、刑務所入所者は減少傾向にあるものの、再入率は近年50%以上で推移しており、新規入所者よりも再入者の方が多い状況が続いています。



(出典：法務省提供データ)

(2) 2年以内再入者の状況

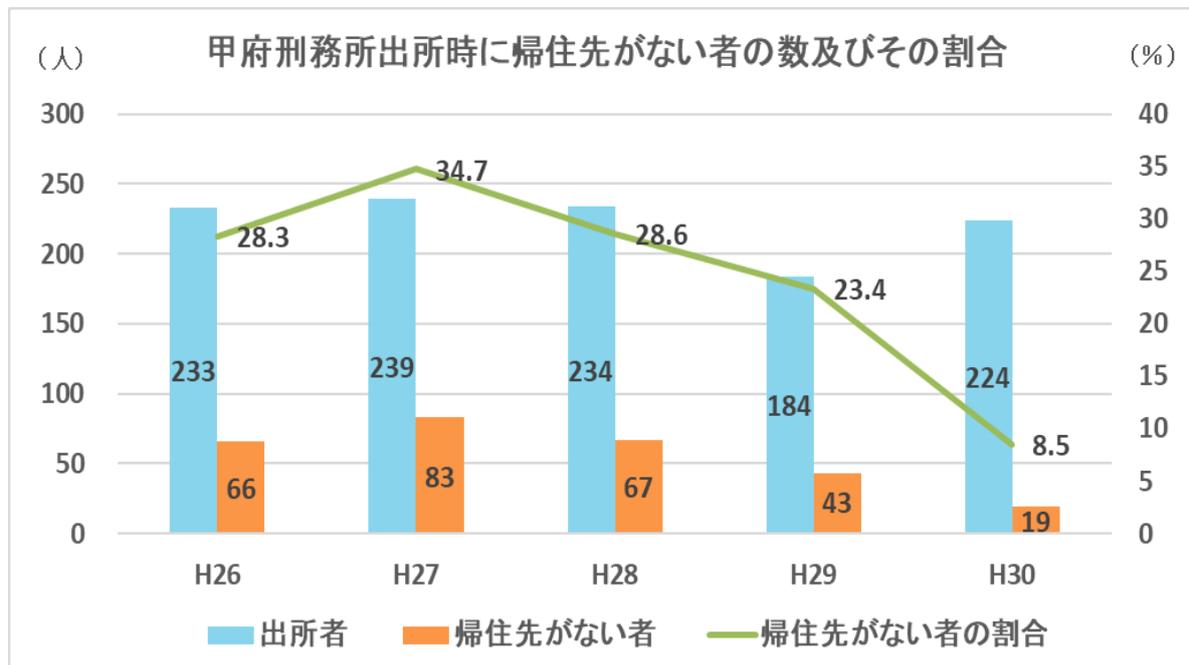
全国の刑務所における再入者のうち、出所から2年以内の再入者の割合は、近年30%前後で推移しています。



(出典：法務省提供データ)

(3) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況

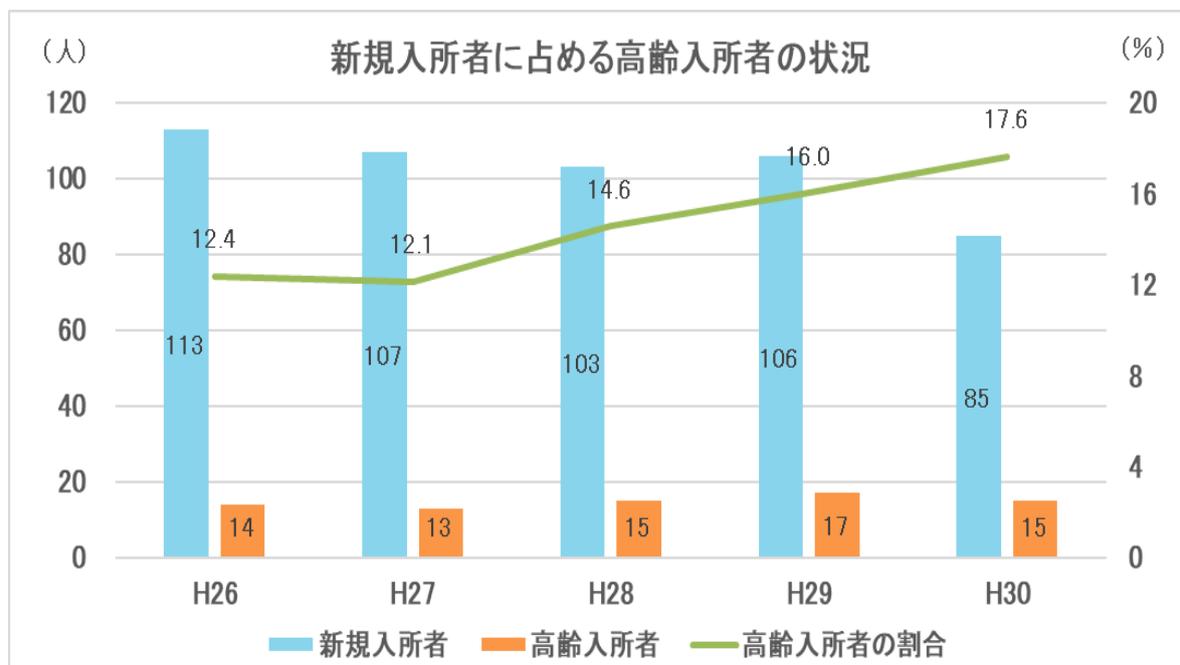
甲府刑務所出所時に帰住先がない者及びその割合は、いずれも平成27年以降減少しています。



(出典：法務省提供データ)

(4) 高齢(65歳以上)入所者の状況

近年、全国の刑務所における高齢入所者数はほぼ同数で推移していますが、入所者のうち、高齢者の占める割合は増加傾向にあります。



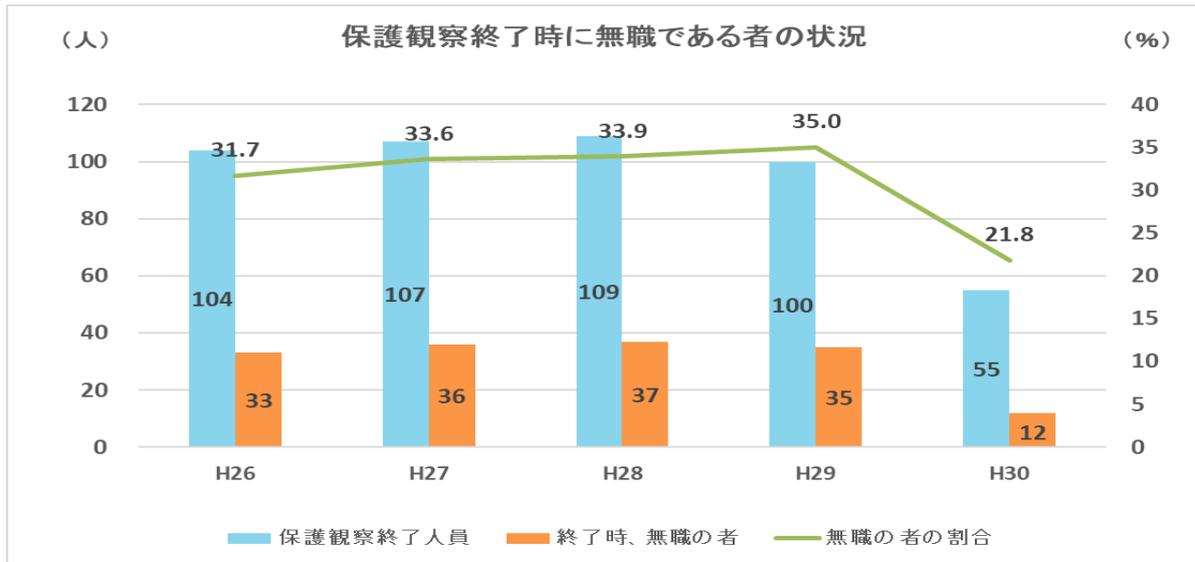
(出典：法務省提供データ)

4 更生保護に関する状況

※ 犯罪時の居住地が山梨県であった者に関する統計

(1) 保護観察終了時に無職である者の状況

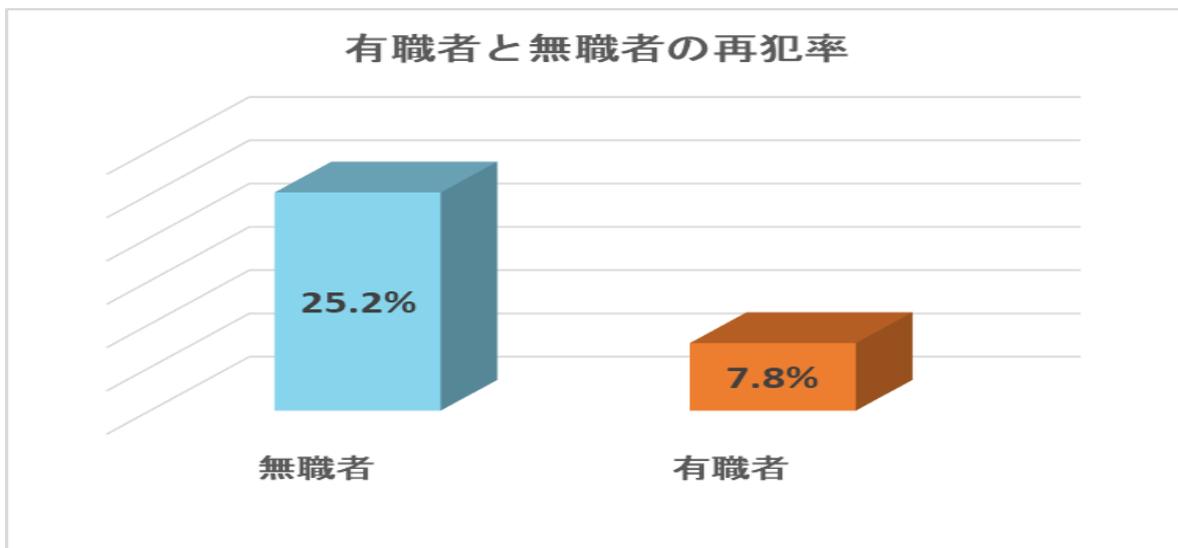
保護観察終了時、無職である者の割合は近年増加傾向でしたが、平成30年は大幅に減少しています。



(出典：法務省提供データ)

(2) 有職者と無職者の再犯率の状況

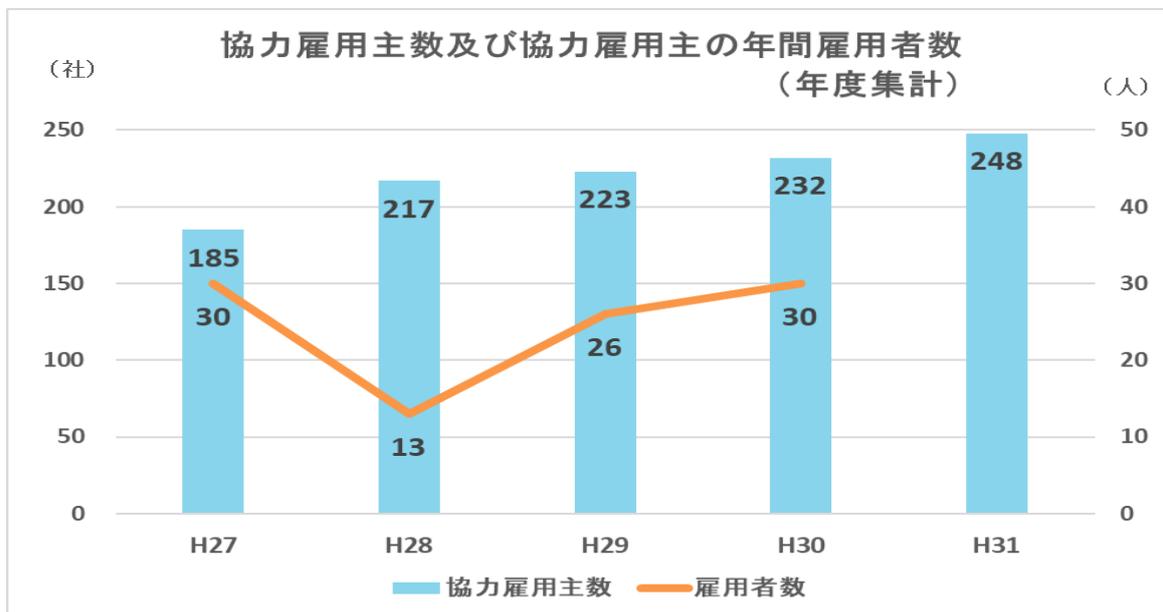
平成25年から平成29年の5年間について、全国において保護観察を終了した者のうち、犯罪等により保護観察を終了した者の割合(再犯率)は、有職者が7.8%であったのに対し、無職者は25.2%であり、3倍以上高くなっています。



(出典：平成30年版再犯防止推進白書、全国の数値)

(3) 協力雇用主等の状況

県内の協力雇用主の数は年々増加しており、協力雇用主に雇用された者も増加傾向にあります。



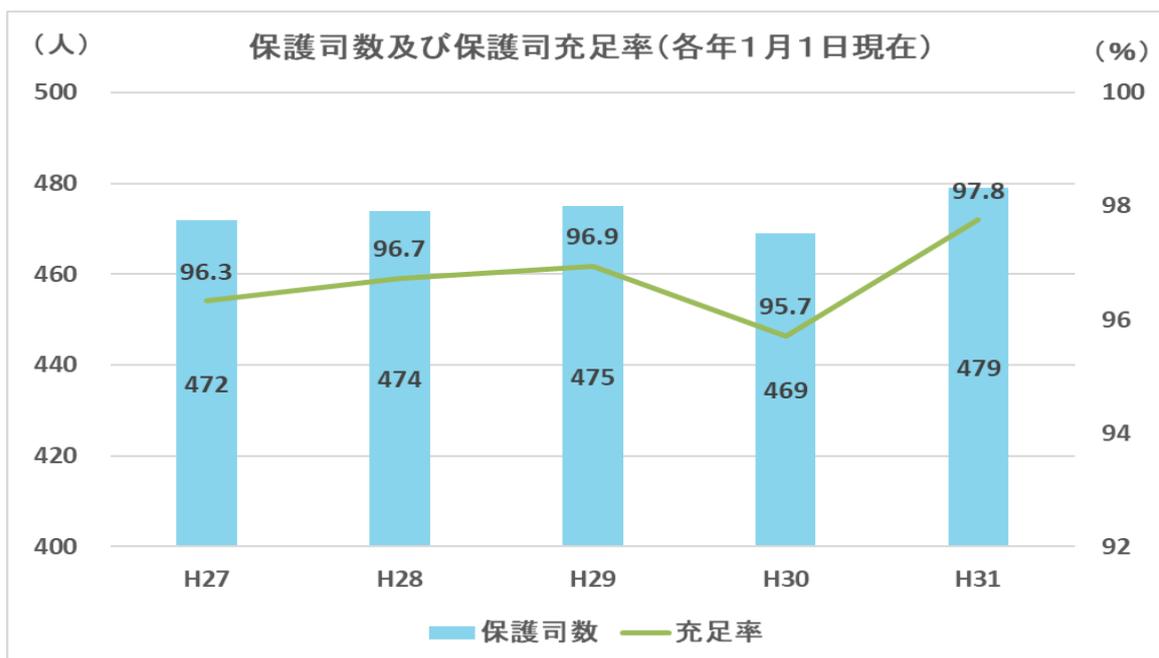
(出典：法務省及び甲府保護観察所提供データ)

(4) 保護司(※)の状況

県内の保護司の定員数は490人(保護司法、保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則による。)ですが、充足率は95%以上で推移しています。

(※) 保護司

保護司法や更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。給与は支給されず、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティア。



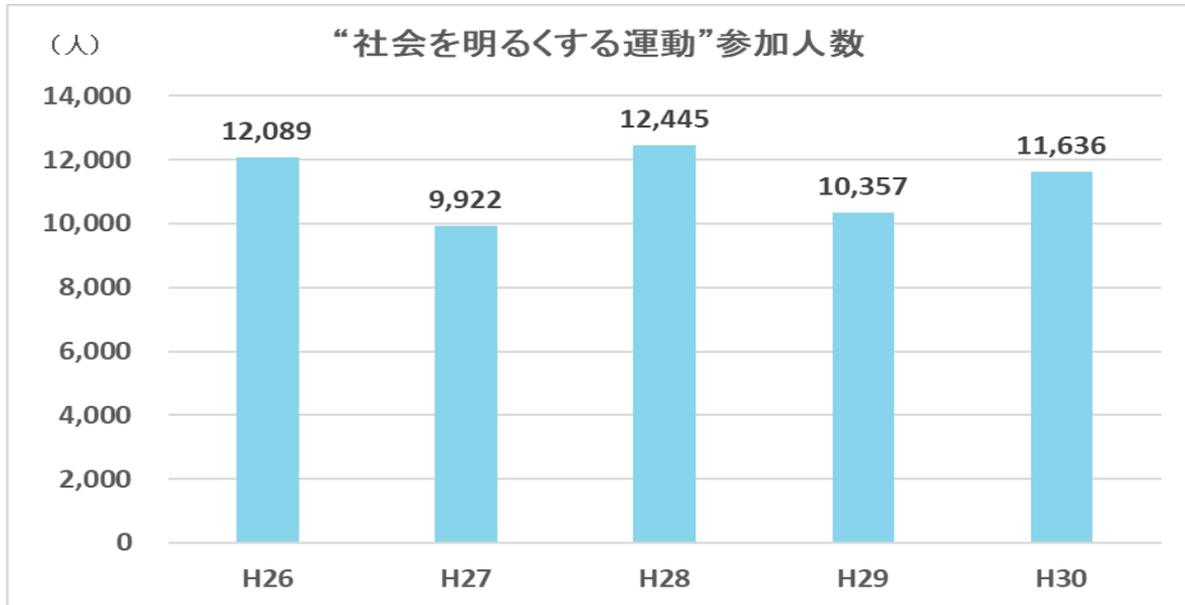
(出典：法務省提供データ)

(5) 「社会を明るくする運動(※)」の状況

県内における「社会を明るくする運動」への参加人数は、(ほぼ毎年1万人前後です。

(※) 社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な啓発活動。毎年7月が「社会を明るくする運動」の強調月間。



(出典：法務省提供データ)

5 現状と課題

(1) 現状

- ・本県における刑法犯の認知件数は、平成30年には、ピーク時の3分の1以下となっており、検挙された人員に占める再犯者の比率は、47.9%と検挙人員の半数近くが再犯者という状況であり、この比率は近年同水準で推移しています。
- ・平成30年に刑務所へ入所した85名のうち、再入者は49名で、その割合は57.6%であり、新規入所者は減少傾向にあります。再入者が新規入所者よりも多い状況が続いています。また、再入者のうち、約3割の者が2年以内に再入所しています。
- ・保護観察終了時に無職である者は、矯正施設において就労支援関係機関と連携した職業相談や企業面接等の就労支援の推進により、平成30年には大幅に減少しています。
- ・更生保護に関わる状況では、県内の協力雇用主数は年々増加しており、保護司の充足率も平成31年は97.8%です。

(2) 課題

- ・県民にとって、「再犯の防止」や「更生保護」は必ずしも身近なものではないことから、県民の理解と協力を得ていくためには、広く周知・啓発活動を推進する必要があります。
- ・矯正施設を出所した者に対する支援（出口支援）だけでなく、服役をしない者等に対する支援（入口支援）も必要です。
- ・犯罪をした者等については、就労や適切な定住先を確保することが重要であり、特にその確保が困難な高齢者や障害のある者等に対する効果的な支援が必要となっています。
- ・再犯の防止等に関して、国や県、市町村、民間団体その他関係者が連携して取り組むことが重要であり、連携体制の一層の強化が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿

犯罪をした者等の立ち直りを支え、再犯を防止する取り組みは、安全・安心な地域社会の実現のために必要不可欠です。

社会全体の理解と関心を高めるとともに、立ち直りに向け多くの困難を抱える者たちが地域社会で孤立することなく、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、国、県、市町村、民間団体その他の関係者が緊密に連携、協力し、本計画に基づき再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「立ち直りを支える社会の実現」を図ります。

2 基本方針

本計画では、再犯防止推進法における基本理念、国の再犯防止推進計画における5つの基本方針、本県の再犯防止の現状と課題等を踏まえ、再犯の防止等の推進に必要な対策として、次の3つを基本方針とします。

【基本方針1】 県民の理解促進・関心の醸成

更生保護関係機関・団体等と連携し、地域における再犯防止に対する理解促進、関心の醸成を図ります。

【基本方針2】 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

犯罪をした者等が円滑に社会復帰するために、それぞれが抱える課題に応じた効果的な支援の充実を図ります。

【基本方針3】 関係機関等との連携強化

国、市町村、民間団体等とネットワークを構築し、連携強化を図ります。

3 施策体系

